# 弘前地区電算共同化推進協議会 自治体情報システムの標準化に係る 情報提供依頼書 (RFI)

令和6年1月11日 弘前地区電算共同化推進協議会

# 1 背景・目的

弘前地区電算共同化推進協議会(以下、「本協議会」という。)は、平成27年4月から弘前市、大鰐町、田舎館村及び西目屋村の4市町村で共同クラウドシステムの利用を開始し、平川市(平成31年4月)、藤崎町(令和3年4月)、板柳町(令和3年6月)が追加加入し、現在7市町村で構成されています。

地方公共団体の基幹業務システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴い、国が定める標準化対象の20業務について、国が示す標準化基準に適合する基幹業務システム(以下、「標準準拠システム」という。)の利用が義務付けられ、ガバメントクラウドを利用することが努力義務とされています。

現在、本協議会では、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行に向け、検討を進めているところです。

本 RFI は、標準準拠システムの提供可否等を把握し、標準化対応を目標とする時期までに確実に実施するために、参考情報の提供を依頼するものです。

# 2 協議会基本事項

本協議会は次の市町村によって構成されています。(人口は令和2年度国勢調査による)

No.	市町村名	人口
1	弘前市	168, 466
2	平川市	30, 567
3	西目屋村	1, 265
4	藤崎町	14, 573
5	大鰐町	8, 665
6	田舎館村	7, 326
7	板柳町	12, 700
	計	243, 562

## 3 情報提供依頼 対象業務

本 RFI で対象とする業務は、「別紙1 RFI 対象業務及び現行システム一覧」の対象業務の項目が「〇」の業務とします。

# 4 現行システム概要

本協議会の各市町村の現行システムの一覧は「別紙1 RFI 対象業務及び現行システムー覧」をご参照ください。

## 5 提出方法

電子メールにて、回答様式(電子媒体)を下記問合せ先に送付し、その旨を電話にて連絡してください。なお、電子メールでの送付が困難なものについては、下記問合せ先にその旨お問い合わせください。

※回答様式以外にも回答にあたり必要な資料等がありましたら、併せて送付お願いします。

### 6 提出期限

令和6年1月24日(水)正午まで

#### 7 前提条件

- ・「3 情報提供依頼 対象業務」で対象とするすべての業務について、本協議会の7市 町村すべてに提供可能な場合、回答することとし、<u>提供不可の場合は、情報提供は不要と</u> します。
- ・標準準拠システムへの移行は、7市町村すべて令和7年度までに完了することを目標としているため、令和7年度中の標準化対応に向けた十分なスケジュールを確保したうえで、情報の提供をお願いします。
- ・移行方式はシフト&リフトとし、ガバメントクラウド上にシステムを構築することとします。
- ・コンソーシアムとして情報提供することも可とします。その場合、**協定書等の構成企業** 間での合意が確認できる書類の提出もお願いします。

## 8 その他

- ・本情報提供依頼に対する内容について、別途詳細についてお問合せを行うことがあります。
- ・本情報提供依頼は、参考として情報提供を依頼するものであり、契約を前提としたものではありませんので、ご了承ください。
- ・情報提供をいただけなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることはありません。
- ・本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は、事業者のご負担でお願いします。
- ・ご提供いただいた資料等につきましては、返却しません。
- ・本情報提供に関する回答等については、当該目的以外には使用しません。

《お問い合わせ先》

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前地区電算共同化推進協議会 事務局(弘前市総務部情報システム課)

電話:0172-40-4486

メールアドレス: jouhou@city.hirosaki.lg.jp

※CCで以下にも送付お願いします。 kik-narumi@city.hirosaki.lg.jp ryo-tazawa@city.hirosaki.lg.jp